

## 健康保険証廃止後の受診方法等について

令和6年12月2日から健康保険証の発行が終了し、医療機関等を受診するときは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」と言います。）により資格確認を行うことを基本とする仕組みに移行されます。

しかしながら、マイナ保険証が利用できない医療機関等があること、マイナンバーカードが交付されていない等によりマイナ保険証をお持ちでない加入者がいらっしゃることで、交付済みの健康保険証は経過措置で廃止後1年間（令和7年12月1日まで）利用可能となること等、当分の間は医療機関等へ提示するものも複数のケースが混在し、加入者の皆様が混乱されることが予想されるため、医療機関等への受診方法と健康保険証廃止後の運用についてお知らせいたします。

なお、今後は「マイナ保険証による受診が基本」とされていることから、令和7年12月2日までのできるだけ早い時期にマイナ保険証の利用登録をお願いいたします。

受診方法	有効期限等	令和6年12月1日まで	令和6年12月2日～令和7年12月1日	令和7年12月2日以降
マイナ保険証	マイナンバーカードの有効期限と電子証明書の有効期限があり、それぞれ更新が必要です。		マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をすることで利用可能となります。マイナ保険証利用不可である一部の医療機関等では、マイナ保険証に「 <a href="#">資格情報のお知らせ</a> ※」を併せて提示することで利用可能になります。	
健康保険証	【現行の保険証】 令和7年12月1日まで有効 (令和6年12月2日以降は交付廃止)	現行の健康保険証の交付は令和6年12月1日までとなります。	令和6年12月2日以降は交付廃止となります。交付済の健康保険証は経過措置により令和7年12月1日まで利用可能（1年間有効）ですが、令和7年12月2日以降は無効となります。	
資格確認書	申請理由により、有効期限が違います。 最長2年		令和6年12月2日以降、マイナ保険証を有していない加入者へ交付します。現行の健康保険証を交付しており、かつ、マイナ保険証を有していない方には、令和7年12月2日までに、一斉に自動交付いたします。	

### ※ 【資格情報のお知らせの交付スケジュール】

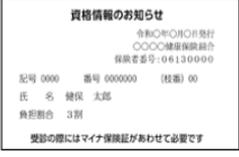
- ① 第1回目発送：令和6年10月2日（既に事業所様経由で交付済）
- ② 第1回目発送の対象とならなかった人（第1回目抽出日以降の加入者）：令和6年12月中（予定）
- ③ 令和6年12月2日以降に加入の届出、資格情報に変更届を受け付けた方：手続き時に随時発送※  
※資格情報のお知らせの交付は、届出を受理してから1週間ほどかかります。

### 【各種届出用紙の様式変更・追加について】

健康保険証の廃止に伴い、各種届出用紙を改正します。

順次、変更・追加いたしますので、ホームページ掲載の最新の様式でのお届出をお願いします。

【健康保険資格の証明に係る各証等について】

	形状	取得方法	使用目的	使用方法
<p>マイナ保険証 ※マイナナンバーカードに健康保険証利用登録を済ませたもの</p>  <p>【推奨】 マイナ保険証への切り替えにご協力ください。</p>	カード型	<p>①マイナナンバーカードの取得（自治体に交付申請） ②マイナナンバーカード取得後、健康保険証の利用登録</p>	健康保険資格の「証明」	医療機関受付のカードリーダーで読み取り
<p>資格確認書 ※マイナ保険証を有していない方</p> 	はがき型（中厚紙）	<p>加入時・必要時に事業主経由で交付申請</p> <p>※現行の健康保険証を交付しており、かつ、マイナ保険証を有していない方には、令和7年11月頃、一斉に自動交付いたします。</p>	健康保険資格の「証明」	医療機関受付で提示
<p>資格情報のお知らせ</p> 	<p>カード型（紙）</p> <p>携帯用：A4のお知らせの右下部（切り取り）</p>	<p>申請不要</p> <p>※ただし、紛失等により再交付を申請する場合は、申請が必要です。</p>	<p>資格情報の確認および「提示」</p> <p>※健康保険資格の証明にはなりません。マイナ保険証と併せて携帯してください。</p>	マイナ保険証が利用できない医療機関においてマイナ保険証と併せて提示

その他の証

受診方法	a 高齢受給者証			b 限度額認定証			c 限度額適用・標準負担額減額適用認定証			d 特定疾病療養受療証		
	申請	交付	提示	申請	交付	提示	申請	交付	提示	申請	交付	提示
マイナ保険証	不要	なし	不要	不要	なし	不要	必要	なし	不要	必要	なし	不要
資格確認書	不要	あり	必要	必要	あり	必要	必要	あり	必要	必要	あり	必要

※医療機関における上記その他の証 a～d の情報確認について

- ・マイナ保険証を利用する場合は、提示をしなくても医療機関で確認できます。但し、c、dにつきましては、事前に健保組合に申請することにより情報が反映されます。
- ・資格確認書を利用する場合は、資格確認書に併せて各証を提示しなければ、医療機関で確認ができません。また、b、c、dの交付については申請が必要です。

## 【 健康保険証 】

### 1. 令和 6 年 12 月 2 日以降は健康保険証を交付しません。

令和 6 年 12 月 2 日以降の届出受付分より、健康保険証の交付はありません。

例えば、令和 6 年 11 月 30 日の資格取得届を令和 6 年 12 月 2 日に受付した場合、健康保険証は交付しません。

また、紛失等での再交付も行いません。

### 2. 健康保険証の返納について

令和 7 年 12 月 1 日までの間に資格を喪失した場合は、健康保険証の返納が必要になります。

マイナ保険証をお持ちの方も令和 7 年 12 月 1 日までは返納・廃棄はせず、保管してください。

ただし、有効期限（令和 7 年 12 月 1 日）が経過した後は返納する必要はありません。ご自身で個人情報に留意のうえ廃棄していただくこととなりますが、事業主様経由で返納いただいた場合は健保組合で破砕処分いたします。

## 【 資格確認書 】

### 1. 令和 6 年 12 月 2 日時点で当健保に加入されている者（当健保の健康保険証をお持ちの方）

経過措置により令和 7 年 12 月 1 日まで有効となる健康保険証をお持ちですので、資格確認書は交付しません。ただし、氏名変更等の資格情報の変更があったときや健康保険証を紛失したときは、申請により資格確認書を事業主様経由で交付します。

また、令和 7 年 12 月 1 日までの間のある時点（令和 7 年 11 月中の予定）で、マイナ保険証をお持ちでないことを確認した加入者へは資格確認書を一齐に事業主様経由で交付します。なお、任意継続被保険者は、ご本人様へ直送します。

### 2. 令和 6 年 12 月 2 日以降に当健保に加入される方

資格取得届や被扶養者異動届を提出される際に、マイナ保険証をお持ちかどうかの確認が必要になります。手続きの際にマイナ保険証をお持ちでない方については、資格取得届や被扶養者異動届の「資格確認書発行要否」欄（新様式に追加する項目です）の「発行が必要」にチェックを入れ、併せて「資格確認書交付申請書」（新規の様式です）を提出いただいた場合に交付いたします。

なお、任意継続を希望される方が提出する任意継続被保険者資格取得申請書も同様です。

### 3. 資格確認書の交付対象者

資格確認書の交付対象者は、

- A マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
- B ベビーシッターや介助者等の第三者が要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者をいう。）等に同行して資格確認を補助する必要がある者
- C マイナンバーカードを取得していない者
- D マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- E マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
- F マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- G マイナンバーカードの返納者

ですが、原則として「資格確認書交付申請書」の提出により資格確認書を交付いたします。

しかしながら、C～Gに該当されていることがシステムの照会により判明した場合は、申請によらず自動で交付いたします（職権交付）。ただし、情報の突合せに時間を要することから、交付までの期間が長くなります。

#### 4. 資格確認書の有効期限

資格確認書には有効期限を設けることとされており、申請理由や申請時期により異なる期間となります。例えば、上記のAや出生によりマイナンバーカードを新たに作成する場合は、申請・交付月の2か月後の月末、CやDの理由の場合は最長2年とします。なお、最長2年としているのは、更新時期を定めて一斉に更新することから、交付時期によって期間が異なることとなります。

#### 5. 資格確認書の返納について

有効期限前に資格を喪失した場合は、資格確認書を返納いただく必要があります。

事業所様へ「資格確認書交付者リスト」を定期的に提供いたしますので、資格喪失届を提出される際にリストをご確認の上、回収をお願いいたします。紛失等で返納できない場合は、回収不能届と始末書をご提出ください。

なお、有効期限が経過した資格確認書は返納する必要はありませんので、ご自身で個人情報に留意のうえ廃棄してください。また、事業主様経由で返納いただいた場合、健保組合にて処分いたします。

#### 【 資格情報のお知らせ 】

資格情報のお知らせは、健康保険に加入する全ての方に安心してマイナンバーカードをマイナ保険証としてご利用いただくために、全ての加入者に対して健康保険組合に登録されている加入者情報をお知らせするものです。

マイナ保険証が利用できない一部の医療機関等へ受診する際に、マイナンバーカードと一緒に提示する必要があることや健保組合への届出、申請等の際に記号・番号が必要となりますので大切に保管してください。

##### 1. 資格情報のお知らせの交付について申請は不要です。

当健保に以前から加入されている方には、令和6年10月に一斉に事業主様経由で交付しています。

それ以降に加入された方には、令和6年12月に事業主様経由でお送りします。

なお、令和6年12月2日以降に加入される方へは、資格取得届や被扶養者異動届を受理したのちに事業主様経由で交付します。中間サーバー登録後の発行となりますので、交付まで1週間ほどかかります。

加入者の皆様へは1回だけの交付となりますので、大切に保管してください。

ただし、紛失等により再交付を希望される場合は申請が必要です。「資格情報のお知らせ再交付申請書」（新規の様式です）をご提出ください。

2. 資格情報のお知らせの有効期限はありません。当健保に加入している間は大切に保管してください。

3. 資格情報のお知らせは資格喪失時に返納する必要がありません。ご自身で個人情報に留意のうえ廃棄してください。なお、返納いただいた場合、健保組合にて処分いたします。

## 【 マイナ保険証利用登録解除について 】

健康保険証の廃止に向けマイナ保険証への切り替えをお願いしているところではありますが、何らかのご事情でマイナ保険証の利用登録の解除を希望される場合は「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」をご提出いただくことにより、解除のお手続きをいたします。

当健保では、令和6年11月18日から受付が可能となりますので、解除申請書を当健保ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

なお、申請にあたっては以下の点についてご留意ください。

- ・申請者に対して解除完了の連絡はいたしませんので、マイナポータルの「健康保険証」→「マイナンバーカード利用状況」で確認していただくこととなります。
- ・利用登録解除後、マイナポータルの情報に反映されるまで約1~2ヵ月かかります。申請から解除されるまでの間に別の健康保険組合等に異動した場合は、異動後の健康保険組合等へ以前加入の健康保険組合等に対して解除申請を行った旨を申し出てください。
- ・令和6年12月2日以降、有効な健康保険証又は資格確認書をお持ちでない方には解除申請受付後、事業主様経由で資格確認書を交付いたします。
- ・資格確認書は、有効期限前に資格を喪失した場合は返納していただく必要がありますが、解除後に再びマイナ保険証の利用登録をされた場合は返納の必要はありません。